

事業団福利厚生について

18年4月現在

(1) 休暇（有給）

種別	項目	内容	休暇日数
年次有給休暇		半日単位で取得可	年20日
病気休暇		負傷又は疾病のため療養が必要な場合	3か月
特別休暇	結婚	結婚する場合	7日
	妻の出産	妻が出産するとき	3日
	忌引き	親族の喪に服するとき	1日～10日
	祭日	父母、配偶者、子の祭日	慣習上必用な期間
	生理休暇	女性職員が生理のため就業が困難な時	3日以内
	産前産後	出産する場合	産前8週産後8週
	妊娠障害等	妊娠に関わる場合で、通院や就業が困難な場合	1日～14日
	育児時間	子供が生後1年3ヶ月になるまで	1日2回（90分）
	リフレッシュ	10年、20年、30年表彰を受けた者	5日
	夏期特別	夏期における健康管理のため	5日（7, 8, 9月）
	ボランティア	自発的かつ報酬を得ないでボランティア活動に従事	5日以内
	家族休暇	子が18歳に達するまでの検診、学校行事等	1日
看護休暇	中学校就学始期に達しない子を看護する場合	5日	

(2) 休暇（無給）

種別	項目	内容	休暇日数
介護休暇		配偶者、2親等内の親族等を介護する場合（90日までの期間については雇用保険から給付有り）	180日以内
育児休業		子供が1歳に達する日の前日まで取得無給期間については雇用保険から育児休業給付金の給付有り	

(3) 被服貸与

看護服、靴等、被服貸与。

(4) 健康保険

政府管掌の健康保険制度に加入。（被保険者負担割合は介護保険非該当者で41/1000）

(5) 年金

厚生年金保険に加入。（被保険者負担割合は69.67/1000）

(6) 雇用保険

育児休業給付、介護休業給付、失業給付等の給付。（被保険者負担割合は7/1000）

(7) 労働災害補償保険

業務上あるいは通勤途上で負傷した場合に療養費等の給付。

(8) 大阪民間社会福祉従事者共済会

結婚、出産、子供の入学等の給付、各種福利制度、貸付制度。（加入者負担額660円/月）

(9) 職員互助会

当事業団職員で構成する互助共済組織。各種給付、貸付制度。（負担割合5/1000）

(10) 職員宿舎

金剛コロニー内に職員宿舎があります。